河内長野市楠台地区建築協定書運営細則（補則）

（目的）

第１条　この細則は河内長野市楠台地区建築協定書の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

【建築物に関する基準・新築の場合】

第２条　協定区域内の建築物等に関する基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 建築物の敷地は現状時の区画とする。
ただし、合併又は分割後の一区画の面積が 180 ㎡以上のものについてはこの限りでない。

(2) 建築することが出来る建築物の用途は一戸建て専用住宅とする。
ただし、入院施設のない診療所兼用住宅（専用住居面積が 1/2 以上に限る）はこの限りでない。
※　寄宿舎、寮、グループホーム、宿泊施設（民泊も含む）、集合住宅及び類似する建築物等は建築不可。

(3) 建築物の階数は、地階を除き地上 2 階建てまでとする。

(4) 建築物の高さは、現状地盤面より 9ｍまでとする。

(5) 玄関が 2 ヶ所ある 2 世帯住宅であっても建物内で行き来が出来る間取りであれば楠台地区建築協定運営委員会（以下「運営委員会」という）が認めたものについてはこの限りでない。

(6) 店舗兼用住宅（非住宅部分の床面積が 50 ㎡以下かつ建物の延べ面積の 1/2 以下）の食料品販売店、喫茶店
（深夜営業は不可）、類似する建築物等は運営委員会が認めたものについてはこの限りでない。

(7) コンビニ（深夜営業不可）は自治会住民の 1/2 以上の賛成と運営委員会が認めたものについてはこの限りでない。

【建築物に関する基準・改築・増築・改装の場合】

第３条　第２条新築の場合と同等の扱いとする。

（委任）

第４条　この細則に定めるもののほか、運営委員会の事務執行、会計及びその他必要な事項は、運営委員会の承認を得て、委員長が定める。

（附則）

この細則は、令和８年１０月１日から施行する。